

構造改革特区に関する厚生労働省の考え方（概要）

平成14年10月2日
厚生労働省

1 構造改革特区推進に関する基本的考え方

- ・ 人の生命・身体や、雇用・労働に関する最低基準や最低限度の保障は全国一律が望ましい。
- ・ しかし、高度先進医療の推進や、地域における福祉サービス・雇用サービスの質の向上に資するものについては、現在検討要請をいただいている地方公共団体等からの提案も踏まえ、真摯に検討。

2 地方公共団体等からの提案に対する検討状況

特区として対応する方向で考えている事項

- ・ 県立の農業大学校に無料職業紹介事業を認める（埼玉県）
- ・ 保健機能食品の許可・承認にかかる試験検査実施主体の拡充（大阪市）
- ・ 高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児に係るデイサービス事業の相互利用の容認。人員配置、構造設備要件等の弾力的運営（熊本県） 等

特区として対応困難な事項

- ・ 労働派遣事業に関する対象業務の拡大、派遣期間の延長(大阪府等16件)（注）
- ・ 有期労働契約の期間の延長（新潟県等4件）(注)
- ・ 株式会社の医療参入（医療法人財団河北総合病院等3件）
- ・ 幼保一元化（東海村等11件）
- ・ 特別養護老人ホーム設置法人の規制の緩和（足立区、奈良県） 等

全国的に対応することとしている事項

これらについては、一定の要件に該当すれば地域を限定せず全国で対応すべき事項。

- ・ 高度先進医療の実施について特定療養費制度の対象となる「特定承認保険医療機関」の要件の緩和（神戸市等3件） 【15年度中実施】
- ・ 病床数制限の例外となる高度先進医療に係る病床などの「特定病床等の特例」に関する要件の緩和（神戸市等3件） 【14年度中実施】
- ・ 外国人医師が医師免許を持たなくとも医療行為が可能な「臨床修練制度」の要件緩和（神戸市等14件） 【14年度中実施】
- ・ 医師主導の治験制度の導入（未承認の薬剤等の使用を含む）(福島県、東大病院) 【薬剤は15年度、器具機械は17年度】 等

(注) 「労働派遣事業に関する対象業務の拡大、派遣期間の延長」及び「有期労働契約の期間の延長」等については、労働政策審議会において検討中であり、今後、迅速に結論をとりまとめ、全国ベースの規制改革をすべく、法案の提出等所要の措置を講ずる予定。

現行規定により既に実現できる事項等

- ・ 外国人向け専門サービス業（医師）の外国人への開放（宮城県等6件）
- ・ 地域型在宅介護支援センターの総合化（熊本県） 等